第９回　農業委員会総会議事録

日　時　　令和６年３月２５日　　１３：３０～１４：０３
場　所　　役場庁舎　議場
出席委員（承認印）

１番 垰田	２番 八田	３番 佐藤	４番 内田	５番 大島	６番 鈴木	７番 山口
８番 水崎	９番 柴田	10 番 加茂	11 番 水崎	12 番 濱野	13 番 出羽	

欠席委員：柴田委員
議案説明のため出席した職員：野原事務局長、山下主事

１　開会

２　議事録署名委員の指名

８番　　水崎委員
１０番　　加茂委員

３　報告事項
（１）諸般の報告について
（２）３月の業務報告について
（３）４月の業務予定について

４　議案
第１号　合意解約通知の成立状況の確認について
第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
第４号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について

５　協議事項
（１）農地のあっせんについて
（２）その他

６　その他
（１）次回の総会　　４月２５日（木）午後６時００分から
（２）その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第９回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立をお願いいたします。礼。お座りください。 本日、柴田委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 ただ今の出席委員数は、１２名で定足数に達しております。 それではこれより先は議長の進行でお願いいたします。
議長	それではさっそく総会を進めて参りたいと思います。 まず、日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 ８番　水崎保好委員、１０番 加茂委員　この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （１）の諸般の報告についてですけども、 自分からですね。 先日、１８日に全道総会あったわけなんですけども、そこで自分たちの上部団体である北海道農業会議、収支決算が出てきたわけなんですけども、今年度については１６５万円の赤字ということで、来年は退職者がいるから１，０００万円の赤字になるということでですね、収入の方は北海道と国から中心になって補助金もらってるんですけども、それもだんだん落ちてきているということで、そしてあと町村会からの負担金があるんですけども、それでもまたっていうような形なんですよね。 あとは研修会に講師として出てたらその部分の収入があるわけなんですけども、ただこれから先、来年は１，０００万円の赤字になるということで。 会長が個人で会員になってるんですけども、そこからは取らないのかというような話もあったんですけども、今年は取らないよと。ただ来年、６年度も取らないということで。切羽詰まった感が非常にないような会議でですね。 数年前から、赤字になるから会長から取れるんだったら取ったほうがいいんでないのというような話は出てるんですけども、これ計算してたらたぶんわかったと思うんですよね。それでもやらなかったということで、本当になんかやきもきするような会議でそういう話し合いをやったのも初めてだったんですけども、今後ですね、多分１万円になるっていうことなんですかね。
事務局長	出てる数字は５千円だったんですけども、足りないですよね。
議長	２１７市町村があってそのうち３町村が農業委員会ないので、そこから１万円なり５千円取ってもたぶん足りないんですけども、そこを自分が公的で出てってるのに個人から会費出すのはおかしいんでないかという話も出てたんですけども、ただ全道の会長はやっぱり自らお金を出して身銭を切らないと他の補助をもらってる所も納得できないんでないかという話も出たんですけども、ただ大半は公的で出て行って身銭を切るのはおかしいんでないかというような話は出たわけですけども、執行部にちょっと考えて任せるわという話で終わったんですけども、ただこれから先赤字になる可能性。で残高が２００万でしたっけ。

事務局長	来年３月時点でですね。
議長	貯金ですね。１，０００万補填したら２００万しか残らないというような形で、それから先数年すればまた何人か定年を迎えて莫大な退職金が発生するというような中でこれ、続けていけるのかなというような話なんですけども、ただまあ自分たちはそういったところで会費はたぶん出すことにはなるとは思うんですけども、各町村で考え方を合わせることはちょっと難しいのかなという感じはするんですけども。 また４月１６日に十勝の総会あるんでそこでまた会長・事務局長会議、農業会議が来てまた話し合うんですけど、そこでどういう話になるのか。去年の総会においてはですね、もうみんなで払うしかないよねっていう話で終わったはずなんだけども、今年もまた個人からの会費は免除しますっていうことで、緊張感ないなという感じで。 これから先ちょっとどういうになっていくかわからないんですけども、改革していかないと農業会議やっていけなくなる。ないっていう話にはならないと思うんで。 とりあえず皆さんにご報告ということで。
水崎（勝）委員	公的な人が自費で払うってよくわからない。
議長	会長さんたちの中には互助会で出したらいいんじゃないかっていう話も出たし。
水崎（勝）委員	農業会議に話して各市町村にその分出してもらうようにするっていう。普通はそうでしょう。
議長	だけど、北海道の町村会は出せませんからっていう感じがあって。だから直接役場から、交際費か何かから１万円なり５千円なり。そうすれば公的なお金ということで出るので。そのへん他の町村はどういうふうに考えるのか、これからどうなっていくのかわからないけども。ただ上部団体の北海道農業会議はそんなような形でちょっとのんきすぎないか思って話聞いてたんですけども。４月１６日にまた来るので、その時に話はしてもらおうかなと思ってます。 以上です。何かありますか。
委員	（「ナシ」の声）
議長	事務局からありますか。
事務局長	今の件について。まだ決まりではないんですけども、今会長からお話ありましたけども、中札内としては公費で払うべきだなと考えています。ただ町村によって考え方がバラつきがあるということで。ある程度農業会議の方でも指導的に方向性持って行かないとまとまらないのかなという感想を持ちました。
議長	これからどういうふうに進んでいくのか。何かあれば報告させてもらいます。

	それでは、（２）３月の業務報告 及び （３）４月の業務予定について、 事務局から説明願います。
事務局長	（２）３月の業務報告についてですが、 ５日議会が開会され、出羽会長から農業委員会の執行方針を述べていただいています。１８日北海道農業会議の総会に出羽会長が出席、同日の農民同盟総会には垉田代理に出席いただいています。 総会終了後、全員協議会を開催したいと思っています。 次に（３）４月の業務予定についてですが、 １０日農協第７７回総会に出羽会長出席いたします。 １６日開催予定の地区別農業委員会会長・事務局長会議、農委連総会・事務局協議会に出羽会長、野原出席予定です。 ５月上旬に担い手育成センター総会、地域担い手育成総合支援協議会総会が予定されています。
議長	以上で報告事項を終わります。 次に、議案の審議へ移ります。 議案第１号　合意解約通知の成立状況の確認について 合意解約の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第１号　番号１番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。 ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号　合意解約の番号１番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第１号　合意解約の番号１番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、合意解約の番号２番について事務局から説明願います。

事務局長	【議案第１号　番号２番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号　合意解約の番号２番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第１号　合意解約の番号２番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、合意解約の番号３番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第１号　番号３番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。議案第１号　合意解約の番号３番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第１号　合意解約の番号３番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、合意解約の番号４番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第１号　番号４番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第１８条第１項第２号

	の規定に基づく引き渡し前６ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。議案第１号　合意解約の番号４番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第１号　合意解約の番号４番は、原案どおり可決決定されました。 議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請について、 （１）所有権移転の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第２号（１）番号１番について朗読説明】 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書１ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 所有権移転の番号１番について、現地確認委員の意見を求めます。 ３番　佐藤委員　何か補足などありませんか。
佐藤委員	ありません。
議長	５番　大島委員　何か補足などありませんか。
大島委員	ありません。
議長	それでは、所有権移転の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号　所有権移転の番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。

委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第２号　所有権移転の１番は、原案どおり可決決定されました。 （２）使用貸借権設定の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第２号（２）番号１番について朗読説明】 なお､本案件は別紙でお配りしている調査書２ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 使用貸借権の番号１番について地区担当委員の意見を求めます。 １番　垰田代理　何か補足などありませんか。
垰田代理	ありません。
議長	２番　八田委員　何か補足などありませんか。
八田委員	ありません。
議長	それでは、使用貸借権の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号（２）使用貸借権の番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第２号（２）使用貸借権の１番は、原案どおり可決決定されました。 次に（２）使用貸借権設定の番号２番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第２号（２）番号２番について朗読説明】 なお､本案件は別紙でお配りしている調査書３ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。

	使用貸借権の番号２番について地区担当委員の意見を求めます。 ８番　水崎保好委員　何か補足などありませんか。
水崎委員	ありません。
議長	私も確認しましたが特にありません。 それでは、使用貸借権の番号２番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号（２）使用貸借権の番号２番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第２号（２）使用貸借権の２番は、原案どおり可決決定されました。 次の使用貸借権設定の番号３番と４番については、 水崎保好委員、水崎勝秀委員が当事者となっている案件ですので、 農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 暫時休憩いたします。 （水崎保好委員、水崎勝秀委員退席）
議長	会議を再開いたします。 それでは(２)使用貸借権設定の番号３番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第２号（２）番号３番について朗読説明】 なお､本案件は別紙でお配りしている調査書４ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 使用貸借権の番号３番について地区担当委員の意見を求めます。 ６番　鈴木委員　何か補足などありませんか。

鈴木委員	ありません。
議長	私も確認しましたが、特に問題ありません。 それでは、使用貸借権の番号３番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号（２）使用貸借権の番号３番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	議案第２号（２）使用貸借権の３番は、原案どおり可決決定されました。 次に（２）使用貸借権設定の番号４番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第２号（２）番号４番について朗読説明】 なお､本案件は別紙でお配りしている調査書５ページのとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 使用貸借権の番号４番について地区担当委員の意見を求めます。 ６番　鈴木委員　何か補足などありませんか。
鈴木委員	ありません。
議長	私も確認しましたが、特に問題ありません。 それでは、使用貸借権の番号４番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号（２）使用貸借権の番号４番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）

議長	議案第２号（２）使用貸借権の４番は、原案どおり可決決定されました。 暫時休憩いたします。 （水崎保好委員、水崎勝秀委員着席）
議長	会議を再開いたします。 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について、 番号１番について事務局から説明願います。
事務局	【議案第３号　番号１番について朗読説明】 また、別紙でお配りしている資料　調査書６～８ページに記載のとおり、 許可基準は、全て要件を満たしていますし、申請地に替わる代替地もないと思われることから許可相当と判断をしております。 また、本案件の農地転用に係る農振法上の除外手続きについては、議案２１ページ、２２ページのとおり令和６年３月５日付で除外手続きが完了し、計画変更の決定がされております。 現地確認は、佐藤委員、加茂委員が行っております 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 現地確認委員の意見を求めます。 ３番　佐藤委員　何か補足などありませんか。
佐藤委員	ありません。
議長	１０番　　加茂委員　何か補足などありませんか。
加茂委員	ありません。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、議案第３号、番号１番は原案どおり可決決定されました。 以上で議案審議を終わります。

	議案第４号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、 利用権移転の番号１番について、事務局から説明願います。
事務局	議案２３ページをお開きください。 今回の案件は、利用権移転２件です。 【議案第４号　番号１番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、利用権移転の番号１番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決されました。 続いて、利用権移転の番号２番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第４号　番号２番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、利用権移転の番号２番について、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号２番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号２番は原案どおり可決されました。 以上で議案の審議を終わります。 次に日程５の協議事項に入ります。 （１）農地のあっせんについて

	賃貸借の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【協議事項（１）番号１番について朗読説明】
議長	ただいま説明がありました。 それでは、賃貸借の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、番号１番について、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は、あっせんすることに決定いたします。 それでは賃貸借の番号１番について、あっせん委員の指名をします。 １番　垰田代理、２番　八田委員、４番　内田委員を指名いたします。 なお、協議事項については、総会終了後に行ってください。 協議事項（２）その他については、事務局からないようですので、 皆さんから何かございますか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	それではないようですので、 続いて、日程６（１）その他ですが （１）次の総会の日程について事務局からお願いします。
事務局長	（１）次回の総会ですが、４月２５日（木）午後６時００分、 ４月と９月と１０月は夜間で開催させていただきまして､来月は午後６時００分から開催させていただきます。 役場庁舎・会議室でお願いいたします。
議長	次回の総会は、４月２５日木曜日の午後６時００分からということで、 開催場所は、役場庁舎・会議室でお願いいたします。 （２）その他 事務局から何かありますか。
事務局長	ありません。
議長	その他、皆さんから何かありますか。

委員	（「ありません。」の声）
議長	それではないようですので、以上で第９回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 （「お疲れ様でした。」の声） （１４時０３分閉会）